

「採用前教職インターンシップ」実施要項

令和 8 年 8 月
山口県教育委員会

1 趣旨

新規採用予定者が、教職への適応力を高めるとともに、教員に求められる実践的な指導力を培うことができるようにするため、山口県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）が各市町教育委員会、公立高等学校、大学等と連携し、県内の公立学校において教育実践を積むことができる機会を設ける。

2 対象

以下の校種の令和 9 年度山口県公立学校新規採用予定者で、初めて学校に勤務することになる者のうち、希望者。

【小学校、中学校、高等学校、養護教諭】

3 実施校の指定

県教育委員会は、市町教育委員会、公立高等学校等と協議し、インターンシップを希望する者（以下「希望者」という。）のインターンシップ期間中の住所に基づき、県内の公立学校の中から教育実践を積むことができる学校（以下「実施校」という。）を指定する。

4 実施期間及び形態

（1）インターンシップの実施は、原則として以下の期間とする。

【小学校・中学校・養護教諭】 令和 8 年 10 月中旬から令和 9 年 2 月末まで

【高等学校】 令和 8 年 10 月中旬から令和 8 年 12 月末まで

（2）日数は 5 日以上とする。実施形態は、長期型と短期連続型の 2 通りを設け、希望者と実施校が調整して決定する。

（ア）長期型

大学等での授業のない曜日に継続的に実施校を訪問し、教育実践を行う。

（イ）短期連続型（長期型での参加が困難な者を対象に実施する。）

一定の期間に集中して実施校を訪問し、教育実践を行う。

5 実施計画の作成

希望者は、実施校と調整して受入期間や日時を記した実施計画書を作成し、実施校及び県教育委員会等に提出する。

6 教育実践の内容等

（1）教育実践の内容

学習活動、学校行事及びその他学校教育活動の補助的内容とし、実施校が学校ごとに定めるものとする。

（2）県教育委員会及び市町教育委員会の支援

県教育委員会及び市町教育委員会は、実施校における教育実践の充実に向けた支援を行う。

7 申込手続

（1）申込方法

希望者は、下記 URL または二次元コードから、フォームにアクセスし、申し込む。

【申込フォーム URL】

【申込フォーム二次元コード】

<https://forms.office.com/r/RdM1exLGTn>

（2）申込期間

令和 8 年 8 月 12 日（水）から令和 8 年 8 月 28 日（金）まで。



8 インターンシップ終了後の報告

希望者のうち県内学生は、インターンシップ終了後1週間以内に業務日報(様式1)及び研修報告書(様式2)を大学窓口、県教育委員会及び実施校に提出する。

県内学生以外は、インターンシップ終了後1週間以内に業務日報(様式1)及び研修報告書(様式2)を県教育委員会及び実施校に提出する。

9 事故補償

全ての希望者は、実施校での活動及び移動中の事故、実施校の児童生徒等他者への傷害、財物破損等の事態に備え、本人を被保険者とした学生教育研究災害傷害保険等に加え学研災付帯賠償責任保険等に参加するものとし、インターンシップ開始日までに加入申込書等の写しを実施校及び県教育委員会に提出する。

10 経費等

インターンシップへの参加料は徴収しない。ただし、保険加入料、交通費、昼食代等は、自己負担とする。

11 その他

この要項に定めるもののほか、インターンシップの実施について必要な事項は、別に定める。

問い合わせ先 書類の提出先

山口県教育庁教職員課人事企画班

〒753-8501 山口県滝町1番1号

e-mail:jinki@pref.yamaguchi.lg.jp

tel:083-933-4550 fax:083-933-4559

※計画書、業務日報等の提出方法はメールを推奨します。(郵送又は持参も可)